工 ネ ル ギ] 0 使 用 0 合 理 化 等に関 する法 律 \mathcal{O} 部 を改 正する法 律 :案に 対 す る 附 帯 決 議

参議院経済産業委員会平成三十年六月五日

政 府 は、 本法 施 行に当 一たり、 次 の諸点につい 7 適 切 な措 置を講ずべきである。

の行 V) 削 減を れ その ま で 义 評 ること。 0 価の結果を 省 エ ネ ル ギー 的 確に施 施策 全 策へ反映するとともに、工体の実施状況を分野別で 及び 責任ある将来の 工 ネル ギー 源 エネルギー 別等多角 的に分析 像を策定した上 L 施 で、 策 0 С 評 Ο 価 2 &

による効 度 日 0 連 趣 0 携 活 旨 省 果の鑑 用 工 等 ネ ある計画のおり により、 計画を 画 計 企 のみを認定すること。併せて、既存のプラットフォームや企業間をつなぐコンサルテー 画 業間 慎 0 重に検証 認定に当たっては、連携する事業者が全体として省エネルギーを推進すると \mathcal{O} 連 携を促進すること。 し、個々の事業者の省エネルギーの努力を妨げるものではなく、 かつ、 1 う 連 シ携制

Ι 業促 価 進 省 О 策 Т 工 値 の等ネ充最ル 向の 上 4につながる社会環境を醸成すること。2実に努めること。併せて、省エネルギー、新のIT技術を活用した省コネルコーま ギ] \mathcal{O} 取 組 を促 進する観点から、 地域コジェネを含む熱利用の効率化を推進すること。 技術を施策に積極的に取り込むとともに、 に積極的 な企業の周 知等 により、 省 エネルギー 省エネルギ ま ^ 0) た、 取] 組 A が投企資 Ι P

兀 多 様 試 な 験 経及 験び を 講 習を 有 す 委 る 託 人 八材がバラン記する機関の影 指定、 選役任員 されているかに配の認可に当たって 慮は、 す るこ 役員 と。構 成 が 公 務 員 退 職 者 に 偏 ることなく、

五. 者 連 等 携 の省 実 工 情 ネ にル 十ギ 1 分 配計 慮 画 す \mathcal{O} るととも 認 定 制 度や荷、 に、 中主小規 制 事 業 \mathcal{O} 運 者 用 等 の等 12 省 ロエネルギーについては、#] 基 取 準の明確化と 組 支援 に 引 き続 適 正 き取 一な運E ŋ 組 用に努め、 むこと。 中 小

右決議する。